



きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2023.10月 No.222
(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

事務組合きずな加入の事業所様へ

- 労働保険料第2期分の納付期限は10月31日です。
第2期分の納入通知書をお送りしておりますので、ご確認の上お振込をお願いいたします。
※ 集金をご希望の事業所様は、お早めにご連絡をよろしくお願いいたします。

10/6～最低賃金が改正されました。

- 10月6日から宮崎県の最低賃金が改正になり、897円（宮崎県）となります。

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

- (1) 時間給制の場合 → $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$
- (2) 日給制の場合 → $\text{日給} \div \text{1日の所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$
- (3) 月給制の場合 → $\text{月給} \div \text{1箇月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$



最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどを含めた全ての労働者に適用されます。使用者は、この最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。最低賃金には次の賃金は含まれません。

- 賞与等の臨時的賃金 ●時間外労働等の割増賃金 ●精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

～ 労働条件通知書の作成を ～

従業員の雇い入れ時（入社時）や労働条件に変更があった際は労働条件通知書の交付が義務付けられています。どのような条件で働いてもらうかを示すことで、労使間のトラブルの防止になります。

【 労働条件通知書に必ず明記しなければならない内容 】

- ① 労働契約の期間 ② 就業場所と従事すべき業務の内容 ③ 始業及び終業時刻
- ④ 所定労働時間を超える労働の有無 ⑤ 休憩時間、休日、休暇
- ⑥ 就業時転換に関する事項（労働者を二組以上に分けて就業させる場合）
- ⑦ 賃金の決定、計算及び支払の方法 ⑧ 賃金の締切日及び支払日
- ⑨ 退職に関する事項（解雇事由を含む）

